



発行所
公益社団法人 国民文化研究会
(九州←→東京←→全国)
東京都渋谷区東1-13-1-402
振替 00170-1-60507
電話 03-5468-6230
FAX 03-5468-1470
https://kokubunken.or.jp
E-mail: info@kokubunken.or.jp
月刊「国民同胞」編集部
毎月一回10日発行
購読料 年間2000円

「選択的夫婦別姓」は「家族崩壊制度」だ！

—子どもの視点からの議論を望む—

内海勝彦

「選択的夫婦別姓制度」を導入する民法改正案を今国会で立憲民主党（立民）が提出する方針だ。与党の公明党も同制度推進の立場であり、成立すれば由々しき事態だ。

導入賛成の主たる理由は、婚姻による戸籍上の氏の変更に伴ふ各種届出や手続きなどの煩はしさであり、一方で経済面では経団連が主張するやうに、女性が姓を変更しないことで仕事やキャリアに影響を与えることなく業務を続けられて企業活動にも益するものがあるといふものである。しかし、こうした推進派は自身の利益や都合ばかりを主張してゐて、肝心の子どもとの視点からの議論が伝はってこないのはなぜだらうか。

すでに多くの識者が指摘するやうに、立民の夫婦別姓案は親子別姓から兄弟姉妹別姓につながるものである。親子別姓で「なぜ自分

は父（母）と姓が違ふのだらうか」「自分は本当は父母どちらの家族なのか」と子が悩むことにならばかりか、立民の案は「子の姓は出生時に決める」といふものだから、子の姓を巡って夫婦や親族間での不和も懸念されよう。かうした子どもの立場や、家族の当事者たちの気持ちを「わがごと」として想像し得ない感性の欠落はどうしたことだらう。

例へば、夫婦別姓推進の野田代表（立民）は、兄弟姉妹で姓が分れかねないことに關して「家族で決めればよく、政府が決めることではない」と強調した（二月十九日NHK日曜討論）。国民の福祉や子どもの健全な育成を第一に考へて、国家の施策を立案するのが国会議員の本務であるのに、家族の一体感を壊すやうな政策を提案した上に、最後は国民に下駄を預け

て、我関せずといふ無責任な発言に怒りを覚える。また、共産党の田村委員長は「ジェンダー平等推進のためには導入が不可欠」と発言した（同）。これも国連の「男女平等運動」に盲従して、伝統的な日本の家族のあり様を顧みない発言と言はざるを得ない。

ちなみに、夫婦同氏（姓）制度は憲法に違反しないとされた最高裁判決（平成二十七年）は夫婦同姓の意義について触れてをり、示唆に富む。

「夫婦が同一の氏（姓）を称することは、家族という一つの集団を構成する一員であることを、対外的に公示し、（中略）夫婦間の子が同一の氏を称することにより家族という一つの集団を構成する一員であることを実感する」さらには、夫婦同氏制の下においては、子の立場として、いずれの親とも等しく氏を同じくすることによる利益を享受しやすい。

最高裁の見解は、国の伝統や大多数の国民感情を踏まへた、至極順当なものではなからうか。

もう一点指摘しておきたい懸念は、「選択的」といふ言葉のまやかしさだ。昨今は「多様性」といふ言葉がもてはやされ、「選択なのだから、同姓でも別姓でも好きに

選べばよく、色々あっていいではないか」と思ふ者も多いだらうが、さう単純なことではない。選択が許されるならば、一国二制（親子同姓と親子別姓の二家族が存在）となつて、国の基本が分断される。国の形を決める家族制度が、個人の判断に任ざれることがあつてはならない。姓の問題は単なる個人の自由ではなく、公的制度的問題だからである。

同根の問題と言へるのが「同性婚」問題である。そもそも婚姻制度は、男女が結婚して、両者の愛情の下で子を育てて、もつて将来の国の繁栄に寄与するためのものであるべきで、普通の国民の常識はさうであらう。一部の個人の嗜好や同性婚賛同者が主張するやうな幸福追求権や選択の自由の名によつて、大多数の国民の不利益になつてはならないことは、この「夫婦別姓」問題と同じである。

今回の「選択的夫婦別姓制度」が、我々の子や孫にそしてその先の世代の子どもたちに負の遺産を背負はせることにならないか、と危惧する。そのためには、現在の夫婦同姓制度を維持したまま、旧姓の通称使用の拡大や法制化を進めることが最善の道だと考へる。

（本会事務局長）